

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和7年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課

## 目 次

1. 令和7年度障害保健福祉関係予算案について	2
2. 障害福祉分野における運営指導・監査の強化について	4
3. 第8期障害福祉計画について	17
4. 障害者総合支援法対象疾病について	18
5. 生活のしづらさなどに関する調査について	20
6. 新型コロナウイルス感染症罹患後症状に係る適切な身体障害の認定の実施について	21
7. 矯正施設収容者の療育手帳の取得について	22
8. 障害者手帳関連について	24
9. 特別児童扶養手当等について	26
10. 心身障害者扶養保険事業について	37
11. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払い事務について	39
12. 障害福祉サービスデータベースについて	41
13. 障害福祉分野における地方公共団体システムに関する標準化について	45
14. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について	46
15. 障害支援区分の認定について	47

## 1. 令和7年度障害保健福祉関係予算案について

令和6年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆2,338億円を計上しており、対前年度1,078億円増、5.1%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスに係る給付のための経費については、1兆6,531億円を計上しており、対前年度880億円増、5.6%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

### 障害保健福祉に関する令和7年度予算案の概要

厚生労働省  
障害保健福祉部

◆予算額（令和6年度予算額）  
2兆1,260億円



（令和7年度予算案）  
2兆2,338億円(+1,078億円、+5.1%)

#### 【主な施策】 ※（ ）内は令和6年度予算額

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆6,531億円 (1兆5,651億円)

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。

(2) 意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進 502億円 (501億円)

意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。

(3) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 50億円 (45億円)

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進する。

・障害者支援施設等の耐災害性強化等への支援 令和6年度補正予算額：108億円 (102億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用の補助を行うとともに、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。

・障害者支援施設等の災害復旧への支援 令和6年度補正予算額：6.4億円

災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用を補助する。

(4) 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援 14億円 (13億円) 及び地域生活支援事業等の内数

※一部補正予算に計上

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の養成・派遣などの支援体制の構築を推進するとともに、ICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。

(5) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化 4.3億円 (4.3億円)

著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する現場の職員を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」の発達障害者支援センター等への配置や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるため、ネットワーク構築を推進する。

1

**(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.4億円 (8.4億円)**

精神障害者が地域の一人として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。さらに、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象とされたことから構築に資する取組について更なる推進を図る。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う事業を行うことができる旨が規定され令和6年4月より開始されたため、体制の更なる構築を図る。

**(7) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)**

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成するとともに、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援するとともに、依存症の正しい理解を深めるための普及啓発を実施する。

**・依存症に係る医療の充実を図るための支援 令和6年度補正予算額：2.2億円**

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

**(8) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円 (7.7億円)**

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、必要な就労支援を行う。

また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。

**(9) 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援 被災者支援総合交付金の内数**

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

**・被災者への心のケアの充実を図るための支援 令和6年度補正予算額：1.5億円**

令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

2

## 2. 障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であり、令和7年1月30日に開催された社会保障審議会障害者部会（第145回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）合同会議において、運営指導・監査の見直しの方向性について提示し、了承いただいたところ、部会委員の御意見を踏まえ、（４）については実施頻度を上げることとした。各自自治体におかれては、内容を御了知の上、引き続き、格段の御協力をお願いしたい。

### （１）都道府県等が実施する運営指導・監査について

① 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の運営指導の実施率（実施件数／全事業所数）は16.5%（1.0%～48.8%の平均値）であり（※1）、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付け障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等の関係通知（以下「指導指針」という。）においておおむね3年に1度の実施を求めている（※2）ことと比較して実施率が低い状況である。都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう、令和6年度中に通知改正し、令和7年度から運用を開始するため、御承知おきいただきたい。

（※1）令和5年度の運営指導実施率…指定障害福祉サービス事業者等の事業所等：15.8%、指定障害児通所支援等事業者等の事業所等：18.8%

（※2）介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間（6年）に1回の頻度で行い、施設系サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。

ア 他のサービスと比べて事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で行う。

※ その他のサービスについては3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う。

イ 新規指定後間もない事業所については、指定後3年以内に運営指導を行う。

※ 就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目処に初回の運営指導を実施する。

ウ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる事業所については、優先的に運営指導を行う。

- ② 令和2年に指導指針の別紙「主眼事項及び着眼点等」の重点化等について通知し、令和6年にはオンラインでの実施も可とする方針を通知しているが、障害福祉サービス事業所等の数が年々増加していること等により、自治体の体制整備が追いついていない状況であると考えられる。このため、「主眼事項及び着眼点等」について、都道府県等の意見も踏まえながら、構成等を見直し、更なる重点化を行う。具体的には、介護保険分野を参考に、「確認項目及び確認文書」として、令和7年度中を目途に整理する。

## (2) 障害福祉分野における運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方について

障害福祉サービス等に係る行政処分の実施及び程度の決定に当たっての基本的な考え方については、障害福祉関係指導監督職員等研修において、介護保険分野と同様に、①公益侵害の程度、②故意性の有無、③反復継続性の有無、④組織性・悪質性の有無等を踏まえて総合的に判断するよう示している。しかし、障害福祉分野においては介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例が作成されておらず、自治体より、処分の理由や内容に不合理な差異が生じないように、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの指摘もある。このため、令和7年度中の障害福祉分野の運営指導マニュアル（「確認項目及び確認文書」を含む。）及び監査マニュアル（「処分基準の考え方の例」を含む。）の作成に向け、調査研究・検討を進めることを予定している。

また、自治体の行政措置の実施状況について、情報収集を徹底するとともに、都道府県等が障害福祉サービス事業所等の行政処分を行う前に、国が必要に応じて都道府県等に助言できるよう、令和6年度中に通知を改正し、令和7年度から国へ事前に情報提供する運用を開始するため、御協力をお願いしたい。

## (3) 障害福祉分野における指導監査関係の研修について

毎年1月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施している（任意・オンライン形式）。

都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員

の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、年度後半の実施となっており、令和5年度の参加率(参加自治体数/全自治体数)は67.4%である。研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれるところである。令和7年度以降については、年度初期(5月又は6月)に都道府県等の職員に対する研修を実施し、研修内容に自治体担当者からの実践報告、グループワーク等を取り入れることを予定しているため、積極的な研修の参加を御検討いただくとともに、担当職員等の研修機会の確保に御配慮いただきたい。

#### (4) 国が実施する障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の整備に関する検査について

- ① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等(障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。)は国(厚生労働省及びこども家庭庁)が所管しており、令和6年12月時点で約920法人が国所管となっているが、全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実施が徹底できていない。

今後は以下のとおり見直すこととしているため、御承知おきいただきたい。

ア 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対し、書面検査を実施する(2年に1回程度、年間450法人程度を想定)。

イ 書面検査を経た上で、現在の2倍相当(年間60法人程度)の国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実地検査を実施する。

※ 大規模事業者(100以上の事業所を運営。令和6年12月時点で24法人)は実地で2年に1回程度を想定。

※ 大規模事業者においては、法人本部のみならず事業所に対しても実地による一般検査を実施する。

※ 通報等があった場合は、優先的に実地検査を実施する。

ウ 新たに国所管となった事業者に対しては、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。

- ② 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査の実実施計画及び実施結果について、当該事業所が所在する都道府県等との情報共有がなされていない状況である。

国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査の実実施計画及び実施結果について、当該事業所が所在する都道府県等に必要に応じて情報提供を行い、情報提供を受けた都道府県等が当該事業所の

運営指導を実施した又は実施予定であれば、適宜国に情報共有を行うこと  
としているので、御協力をお願いしたい。

- ③ 業務管理体制の整備に関する届出について、2都道府県にまたがる状況になっても、国に対して未届の事業者が一定数存在すると考えられる。

新規指定時に、都道府県等から事業所に対し、指定事業所等が2都道府県にまたがる場合には、業務管理体制について国所管になることを伝え、国所管の場合、業務管理体制の整備に関する届出を行うよう、都道府県等から事業者に周知いただくよう御協力をお願いしたい。

※ 新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県等においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導・実地指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。なお、届出を受理した際には、他の自治体による届出先の把握のためにも速やかに「業務管理体制データ管理システム」に入力し、情報共有に努められたい。

#### (5) 都道府県等が実施する障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の整備に関する検査について

- ① 業務管理体制の整備に関する一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取り組むよう助言を行うものである。

都道府県等においては、全ての事業者を対象としつつ、地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

なお、一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面検査によることも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて実施することも可能であり、効率的な実施方法を検討されたい。

各自治体においては、事業者に対して様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導の徹底をお願いしたい。

- ② 業務管理体制の整備に関する特別検査は、指定の取消処分に対応する事案が発覚した事業者に対し、その本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証するものである。都道府県等においては、事業者に対して指定取



消処分等を行う場合、当該事業者に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

特別検査の実施の契機は、指定取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が異なる場合においては、当該自治体と緊密に連携の上、特別検査を実施するようお願いしたい。

また、業務管理体制の監督権者において特別検査を実施した場合は、その結果を指定権者に通知するとともに、併せて当室にも情報提供をお願いしたい。

- ③ 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の整備に関する特別検査については、原則として、指定権者である各都道府県、指定都市、中核市からの監督権限の行使の要請に基づいて実施しているところである。

本年度の事例ではないが、過去の事例の中には、指定権者による聴聞が終了し、処分日まで期間がないため、国による特別検査の手続が非常に短期間のうちに処理をせざるを得なかった事例があったところである。

このため、国所管の事業者の指定取消及び効力停止の行政処分に当たっては、引き続き、早期の情報提供及び緊密な連携をお願いする。

- ④ 指定取消処分の連座制適用時の各都道府県への通知について、一つの都道府県を超えて事業を実施する事業者が増えていることから、指定取消となった事業者の情報を全都道府県で共有することが重要である。

このため、「業務管理体制の整備等の施行について」（平成24年3月30日障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）において、指定取消案件に組織的関与が認められた通知を受けた指定権者は、各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知することとされているので、本施行通知に基づいて、毎年度周知している連絡窓口へ通知していただくよう引き続き、よろしく願います。

## (6) 不正事案等における厳正な対応について

- ① 指導指針では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに把握し、関係法に定められた権限を行使する「監査」とを区分している。

各自治体においては、個々の事案を踏まえて「指導」と「監査」を適切に組み合わせて、効果的な指導監督を実施していただきたい。

毎年度、運営基準違反、自立支援給付費等に係る費用の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定取消等の処分が散見されているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるおそれがあるのみならず、制度全体の信頼を損なうものでもある。

とりわけ虐待行為は、人権に関わる問題で利用者の尊厳を失わせる極めて重大な問題であり、前述の関係通知においても、あらかじめ通知したのではサービス提供状況が確認できない場合には、事前に通知することなく運営指導を行うことも可能としている。

このようなことから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携の下、監査への変更や行政上の措置など、機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

また、各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の厳正な対応をお願いしたい。

指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導されたい。

なお、直近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にされたい。

- ② 自治体における指導監督体制の整備について、一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところもある。

各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や制度を熟知した担当者の配置、指定事務受託法人制度の活用を検討など、実施体制の整備について、引き続きお願いしたい。

また、サービスの専門的知見を踏まえた事業所のケアの質の向上を図る観点から、必要に応じて運営指導を担当する職員に専門職等の資格を有する職員等を積極的に活用することも検討をお願いしたい。

- ③ 運営指導は「監査」とは異なり、事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求等を促すことを目的として実施されるものであり、各事業者等における利用者の生活実態、サービス提供状況、各種基準の適合状況等を直接確認しながら気づきを促すなど、よ

りよいケアの実現を図るために有効な取組である。

しかしながら、事業所が年々増加傾向にある中で、都道府県等の運営指導の実施率が低調であることから、指定の有効期間（6年）内に一度も運営指導を受けていない事業所が一定割合存在する。

長期間にわたり運営指導を受けない事業所が多く存在することは、ひいては、サービス利用者の不利益等につながる可能性が高いため、（1）①のとおり、運営指導の重点化を図りつつ、事業所の基準違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため積極的に実施されたい。

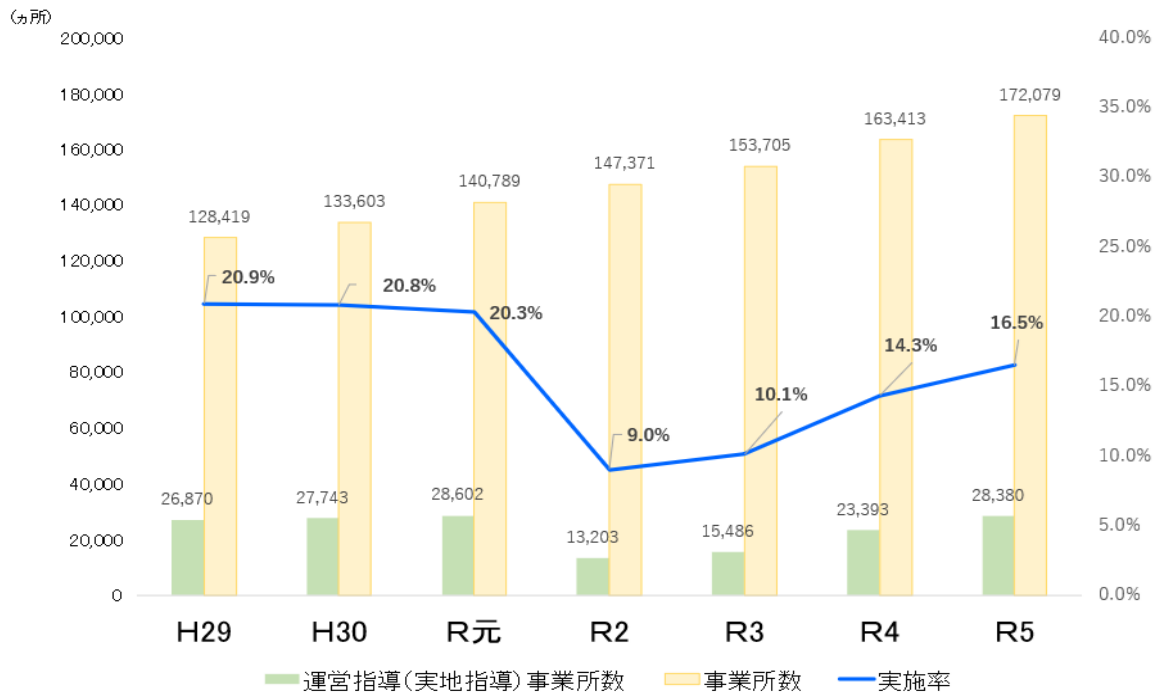
なお、運営指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため「監査」を実施し、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査することになる。このことについては、集団指導等を通じて事業者等に対し周知されたい。

○都道府県等の運営指導実施状況について（令和5年度）

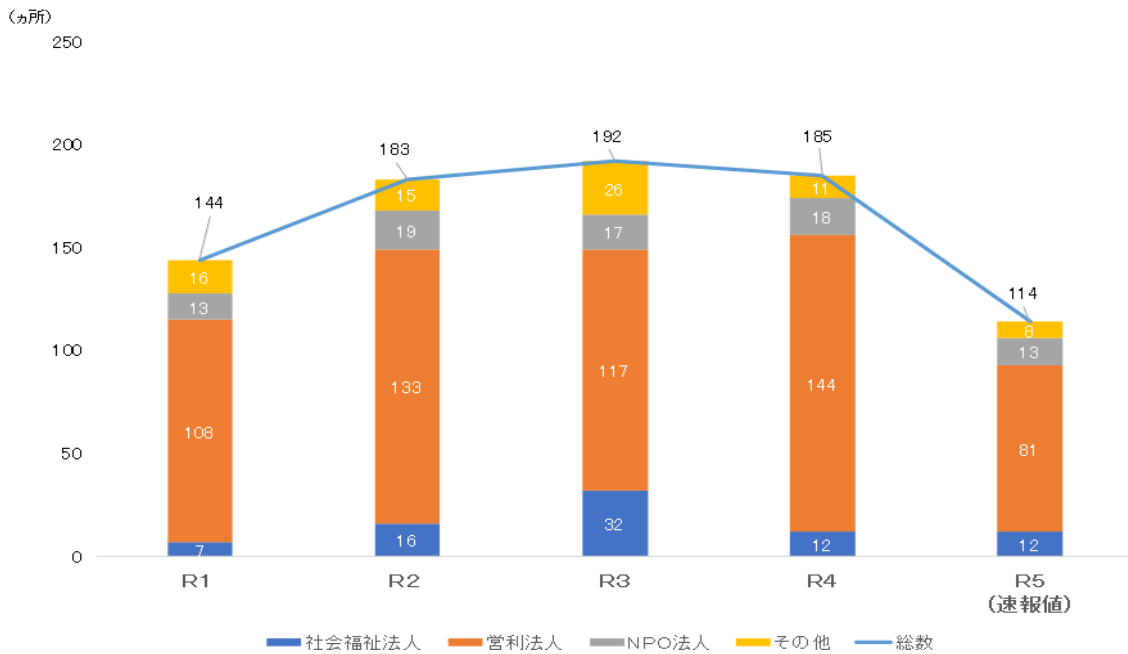
自治体名	事業所 総数	運営指導 実施事業所数	運営指導 実施率(%)	障害者総合支援法									児童福祉法					
				就労継続支援A型事業所			就労継続支援B型事業所			共同生活援助事業所			児童発達支援事業所			放課後等デイサービス事業所		
				事業 所数	実施 件数	実施率 (%)	事業 所数	実施 件数	実施率 (%)	事業 所数	実施 件数	実施率 (%)	事業 所数	実施 件数	実施率 (%)	事業 所数	実施 件数	実施率 (%)
北海道	4,407	720	16.3	123	17	13.8	590	98	16.6	409	68	16.6	366	50	13.7	429	77	17.9
青森県	1,320	59	4.4	45	3	6.7	151	8	5.3	122	1	0.8	48	1	2.1	101	5	5.0
岩手県	1,122	291	25.9	34	7	20.6	147	28	19.0	102	25	24.5	53	16	30.2	101	24	23.8
宮城県	1,204	289	24	31	4	12.9	147	24	16.3	92	53	57.6	71	24	33.8	154	60	39.0
秋田県	807	41	5	15	0	0.0	93	3	3.2	75	0	0.0	21	0	0.0	50	1	2.0
山形県	908	330	36.3	21	8	38.1	144	59	41.0	83	20	24.1	51	22	43.1	91	35	38.5
福島県	980	97	9.8	19	7	36.8	123	17	13.8	86	6	7.0	84	11	13.1	125	18	14.4
茨城県	2,819	654	23.1	98	27	27.6	369	83	22.5	278	70	25.2	227	66	29.1	387	94	24.3
栃木県	2,229	391	17.5	100	8	8.0	262	34	13.0	203	39	19.2	181	24	13.3	301	38	12.6
群馬県	1,271	223	17.5	36	7	19.4	128	17	13.3	122	13	10.7	93	15	16.1	198	23	11.6
埼玉県	4,858	1,171	24.1	52	11	21.2	384	91	23.7	414	156	37.7	470	139	29.6	697	189	27.1
千葉県	4,854	845	17.4	90	10	11.1	366	64	17.5	522	120	23.0	535	83	15.5	693	121	17.5
東京都	12,481	187	1.4	93	0	0.0	910	9	1.0	978	28	2.9	695	28	4.0	1,131	28	2.5
神奈川県	2,762	150	5.4	32	2	6.3	266	13	4.9	334	20	6.0	231	1	0.4	334	6	1.8
新潟県	1,426	284	19.9	24	7	29.2	167	29	17.4	102	17	16.7	57	18	31.6	119	29	24.4
富山県	631	150	23.7	28	6	21.4	69	24	34.8	47	13	27.7	33	16	48.5	73	23	31.5
石川県	783	199	25.4	31	3	9.7	98	19	19.4	70	20	28.6	59	19	32.2	79	22	27.8
福井県	665	126	18.9	40	5	12.5	75	13	17.3	83	17	20.5	22	4	18.2	59	10	16.9
山梨県	783	286	36.5	18	7	38.9	107	40	37.4	82	40	48.8	35	8	22.9	90	49	54.4
長野県	2,062	503	24.3	45	17	37.8	233	74	31.8	167	62	37.1	151	36	23.8	281	65	23.1
岐阜県	1,606	486	30.2	90	24	26.7	205	68	33.2	118	34	28.8	144	41	28.5	232	57	24.6
静岡県	2,146	263	12.2	87	13	14.9	291	22	7.6	168	37	22.0	125	22	17.6	319	45	14.1
愛知県	3,602	639	17.7	100	19	19.0	362	80	22.1	295	62	21.0	380	73	19.2	600	92	15.3
三重県	2,260	91	4	82	5	6.1	290	10	3.4	184	2	1.1	192	16	8.3	292	18	6.2
滋賀県	1,433	296	20.6	36	3	8.3	153	7	4.6	178	23	12.9	72	15	20.8	162	30	18.5
京都府	1,538	184	11.9	38	8	21.1	143	20	14.0	107	12	11.2	64	12	18.8	179	28	15.6
大阪府	6,006	530	8.8	105	19	18.1	511	40	7.8	456	47	10.3	551	45	8.2	662	52	7.9
兵庫県	2,777	435	15.6	65	11	16.9	343	58	16.9	186	35	18.8	201	27	13.4	347	51	14.7
奈良県	2,023	123	6	34	2	5.9	129	4	3.1	118	6	5.1	145	4	2.8	204	7	3.4
和歌山県	1,074	269	25	36	10	27.8	115	47	40.9	72	12	16.7	56	13	23.2	81	15	18.5
鳥取県	500	70	14	20	3	15.0	76	7	9.2	43	2	4.7	20	9	45.0	45	8	17.8
島根県	687	142	20.6	18	0	0.0	84	29	34.5	55	15	27.3	26	16	61.5	64	18	28.1
岡山県	843	287	34	37	11	29.7	112	31	27.7	62	30	48.4	73	27	37.0	124	48	38.7
広島県	1,413	304	21.5	23	0	0.0	142	24	16.9	91	22	24.2	76	23	30.3	175	33	18.9
山口県	1,144	359	31.3	34	7	20.6	128	39	30.5	81	32	39.5	77	35	45.5	142	48	33.8
徳島県	1,306	444	33.9	34	12	35.3	78	17	21.8	52	17	32.7	151	68	45.0	155	73	47.1
香川県	598	199	33.2	16	5	31.3	67	25	37.3	34	12	35.3	48	24	50.0	60	29	48.3
愛媛県	1,050	267	25.4	32	11	34.4	133	24	18.0	66	17	25.8	54	20	37.0	121	30	24.8
高知県	491	81	16.4	8	2	25.0	66	6	9.1	40	6	15.0	17	1	5.9	32	4	12.5
福岡県	3,568	478	13.3	157	17	10.8	385	34	8.8	344	31	9.0	298	70	23.5	491	135	27.5
佐賀県	1,253	453	36.1	55	21	38.2	163	72	44.2	175	62	35.4	136	55	40.4	203	79	38.9
長崎県	1,199	213	17.7	39	12	30.8	176	42	23.9	115	15	13.0	85	19	22.4	162	38	23.5
熊本県	1,605	344	21.4	109	28	25.7	158	37	23.4	141	25	17.7	149	32	21.5	233	49	21.0
大分県	1,504	296	19.6	42	7	16.7	157	40	25.5	300	23	7.7	95	35	36.8	137	47	34.3
宮崎県	1,037	250	24.1	29	8	27.6	113	23	20.4	76	20	26.3	64	21	32.8	126	35	27.8
鹿児島県	1,852	564	30.4	58	14	24.1	266	82	30.8	152	51	33.6	179	55	30.7	246	89	36.2
沖縄県	2,509	199	7.9	98	18	18.4	324	25	7.7	153	14	9.2	333	26	7.8	457	28	6.1
県全体	95,396	15,262	15.9	2,457	446	18.6	9,999	1,660	15.5	8,233	1,452	17.6	7,294	1,385	19.0	11,544	2,103	18.2



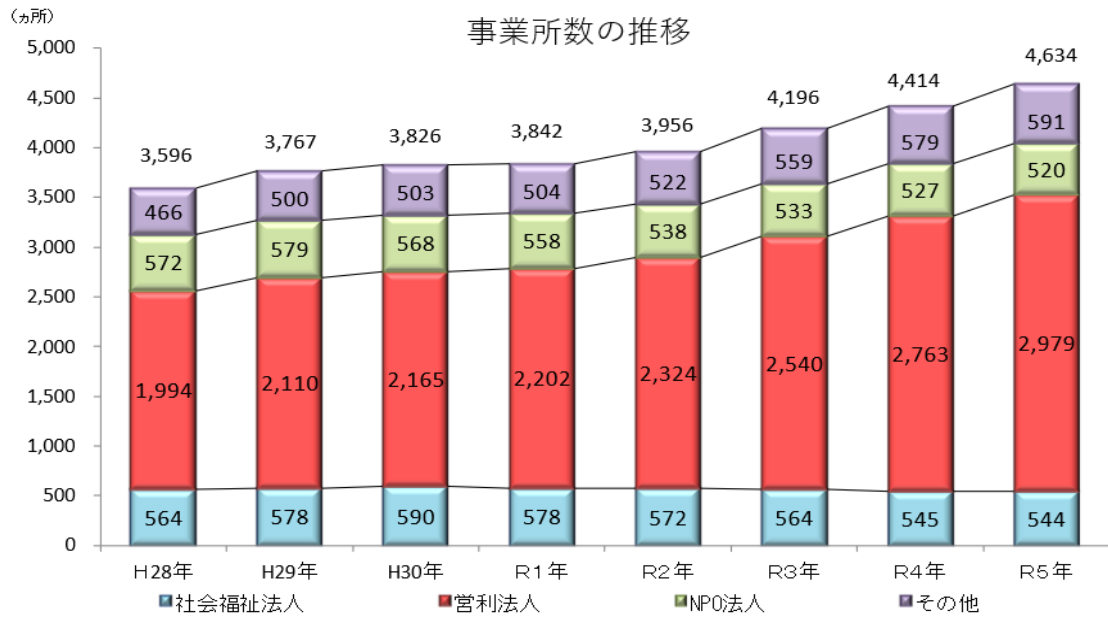
## ○運営指導の実施状況



## ○行政処分のあった障害福祉サービス事業所等の件数 (法人種別内訳)



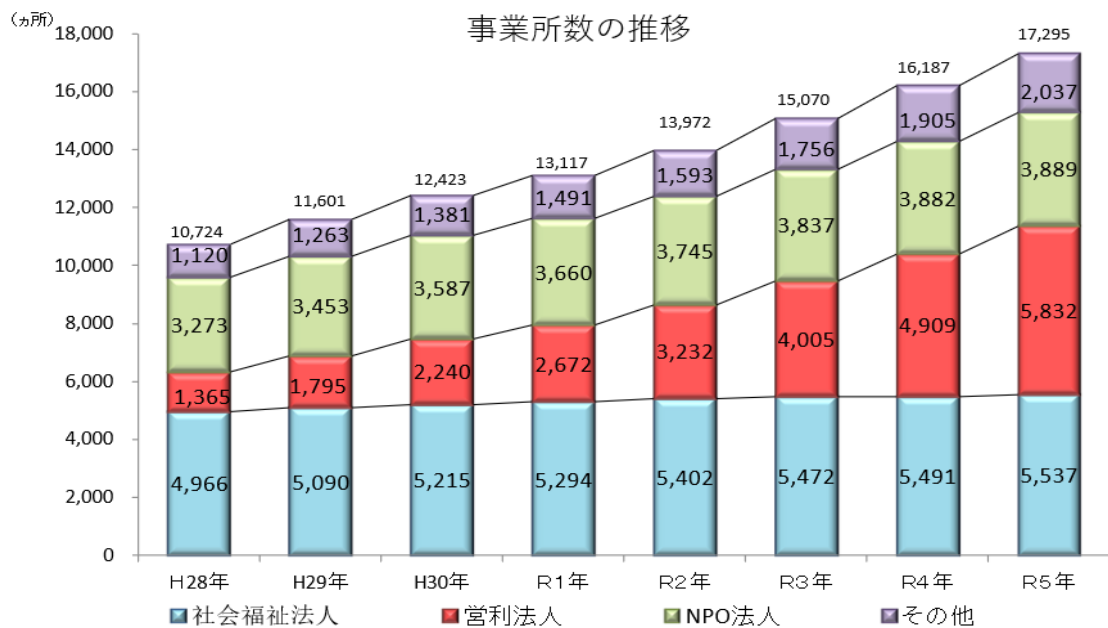
## ○就労継続支援A型事業所



運営指導実施率（令和5年）：19%

処分数（令和5年）：5件（営利法人3件）

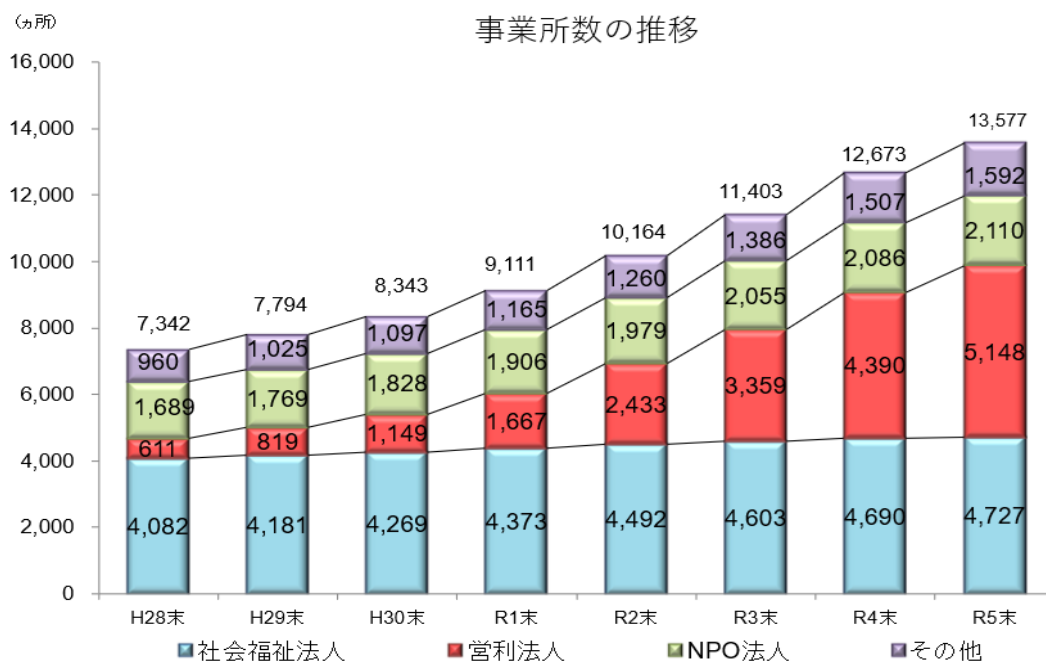
## ○就労継続支援B型事業所



運営指導実施率（令和5年）：17%

処分数（令和5年）：12件（営利法人5件）

## ○共同生活援助事業所



運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人8件）

## ○児童発達支援事業所

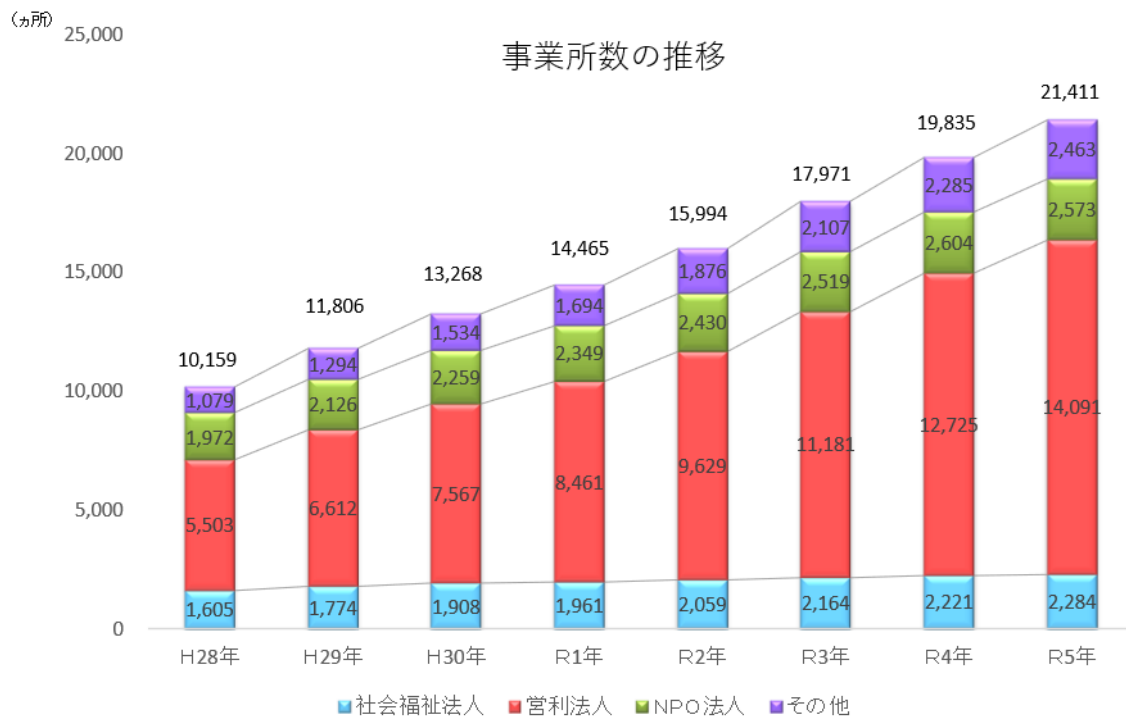


運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：12件（営利法人11件）



## ○放課後等デイサービス事業所



運営指導実施率（令和5年）：18%

処分数（令和5年）：27件（営利法人22件）

【出典】国保連データ（各年度とも3月サービス提供分）、厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成

### 3. 第8期障害福祉計画について

都道府県や市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成することとなっている。

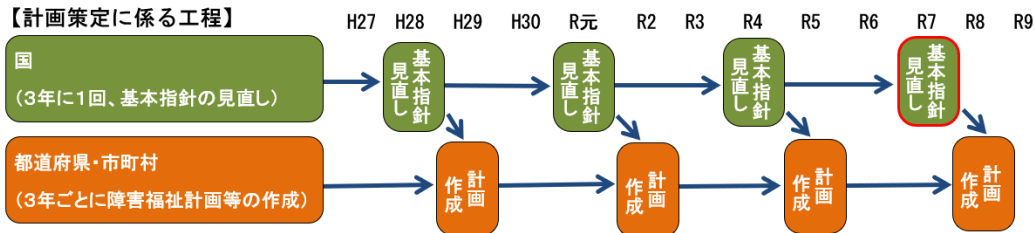
令和7年度は、国において第8期障害福祉計画等の作成に係る基本指針を定める予定としている。

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

### 基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)を作成するための基本指針は令和5年5月に告示

### 【計画策定に係る工程】



## 4. 障害者総合支援法対象疾病について

### (1) 対象疾病について

障害者総合支援法においては、障害者の範囲に難病患者等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとされている。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、令和7年4月より7疾病が追加された376疾病が対象となる。また2疾病の名称が変更となったので、ご了知願いたい。

### (2) 福祉サービスの円滑な利用の促進について

障害福祉サービス等の対象となる難病患者等が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

また、障害者総合支援法対象疾病においては代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていないことから、必要に応じて、難病情報センター等のホームページも参照していただきたい。

なお、指定難病患者だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者についても、障害福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めるようお願いしたい。併せて、対象となる難病患者等のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳の要件に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

### (3) 登録者証について

令和6年4月以降、指定難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるように、都道府県等が指定難病患者に「登録者証」を発行する事業が始まった（「登録者証」に関しての詳細は厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より各自治体の衛生主管部局宛に通知が発出されている。）。障害福祉サービスの円滑な利用のために、障害福祉サービスの申請窓口であ

る市町村等や地域住民への必要な周知に努めるようお願いしたい。

なお、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者については「登録者証」は発行されないため、従前どおりの取扱いであることについて留意頂くようお願いしたい。

(参考)

「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/hani/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hani/index.html)

「難病情報センター」

<https://www.nanbyou.or.jp/>

## 5. 生活のしづらさなどに関する調査について

### (1) 本調査について

本調査は、平成 23 年に、それまで概ね 5 年毎に実施してきた「身体障害児・者等実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」を統合・拡大する形で、在宅の障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを把握することを目的として創設された調査である。

### (2) 令和 4 年調査及び次回調査の予定について

前回平成 28 年の調査から 5 年後にあたる令和 3 年中に本調査の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に延期とした。他の統計調査の実施状況等も踏まえ、令和 4 年中に本調査を実施することとした。令和 4 年の調査は、前回平成 28 年の調査の内容を基礎としつつ、厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、調査項目等に必要な修正を行った上で実施したところであり、本調査への協力につき改めて感謝申し上げる。調査結果は厚生労働省ホームページに掲載しているのので、適宜参照されたい。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu\\_chousa\\_r04.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_r04.html)

次回の調査は、厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、調査項目等の検討を行った上で、本来予定していた令和 3 年から 5 年後の令和 8 年度に実施予定であるのでご了知願いたい。

#### <参考> 令和 4 年調査の内容

##### (I) 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目  
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス  
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

##### (II) 調査対象者

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と診断されたことがある方
- ・ 上記のいずれにも該当しないが、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

##### (III) 調査方法

- ・ 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。
- ・ 調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。
- ・ 調査票は、調査対象者本人又は代筆者が記入する。

## 6. 新型コロナウイルス感染症罹患後症状に係る適切な身体障害の認定の実施について

身体障害の認定は、その原因を問わないものであり、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のため、身体機能の障害を生じ、身体障害の要件を満たす場合には、身体障害者手帳の交付対象となるものであるが、この点につき、身体障害者福祉法第15条の規定により指定された医師（15条指定医）等の理解が十分ではないとの指摘があるところである。

そのため、次の①から③の対応を行ってきているところであり、15条指定医等に対して、新型コロナウイルスに感染し、罹患後症状のある方（いわゆるコロナ後遺症患者）について、身体機能の障害が要件を満たせば身体障害認定の対象となる旨や認定事例集の周知を行うとともに、身体障害の要件を満たす方が適切に身体障害者手帳の交付を受けられることができるよう努められたい。

### ① コロナ後遺症患者の身体障害認定の周知について

令和6年4月12日に「身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」・「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」事務連絡を発出し、身体障害はその原因を問わず、身体機能の障害が要件を満たせば身体障害認定の対象となる旨周知を行った。

### ② 新型コロナウイルスに感染した方の身体障害の認定状況等について

新型コロナウイルスに感染した方の身体障害の認定状況については、身体障害認定が原因疾病を問わないことから、統計的な把握は困難であるが、現状を把握するため、9自治体の協力を得て、令和4年4月からの約1年間の医師の意見書を確認した。

その診断書の確認の結果、コロナ後遺症を原因とした身体障害の認定例は71例あり、部位別内訳は、肢体不自由28例、呼吸機能障害26例、心機能障害6例、腎機能障害6例、ぼうこうまたは直腸障害2例、音声・言語・そしゃく機能障害1例、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1例、肝機能障害1例であった。本調査結果は厚生労働省ホームページにおいても公表しているため、参考とされたい。

### ③ 障害認定事例集について

コロナ後遺症患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考として、今般、コロナ後遺症の障害認定事例集を作成したところである。厚生労働省ホームページで公表しているため、ご了解願いたい。

## 7. 矯正施設入所者の療育手帳の取得について

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）において、犯罪をした障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、矯正施設と地方公共団体との調整を強化するなどが求められている。

知的障害を有する矯正施設入所者が出所後に適切な支援を受けるため、矯正施設において療育手帳を取得することが出所後に障害福祉サービス等の必要な支援につなげるための一つの方策となると考えられる。矯正施設入所中の療育手帳の取得については、地域定着支援センターに対して通知されている「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」（平成21年7月5日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡）において、療育手帳の交付手続における居住地の認定については、収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地を居住地として取り扱うなどの身体障害者手帳の申請における居住地に準じた取扱いとなる旨が示されているところであり、この内容について、改めてご認識いただくとともに、療育手帳の早期取得を含め、福祉サービス等の支援が必要な者が必要な支援を受けられるよう、矯正施設、地域定着支援センターや基幹相談支援センター等関係機関と適切に連携を図られたい。

### <参考>

#### ○「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」

（平成21年7月5日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡）（抜粋）

Q10-2 刑務所入所に対する身体障害者手帳、療育手帳の交付手続如何。

A10-2 別紙2通知（昭和32年6月19日社発第441号厚生省社会局長通知）のとおりです。療育手帳における居住地の認定については、同通知に準じた取扱いとなります。

#### ○「矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について」

（昭和32年6月19日社発第441号厚生省社会局長通知）（抜粋）

##### 1 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによつて施設所在地に移つたとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ、現在そこに家族等が居住していて、釈放後本人が復帰する見込のあるときは、当該地を引き続き現在の居住地とみるべきである。従つて、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行い、また当該居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施機関として援護の実施に当るものであること。

(略)

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、授護の実施に当るものであること。



## 8. 障害者手帳関連について

### (1) 15条指定医について

身体障害者手帳の申請のための意見書・診断書を交付する身体障害者福祉法第15条により指定された医師（15条指定医）の認定・研修については自治体によって行われているところであるが、15条指定医の中には障害認定に関する知見が必ずしも十分ではない場合があるとの声があることから、15条指定医が診断書・意見書を適切に記載できるようにリハビリテーション医学会に「医師意見書作成マニュアル（仮）」の作成を依頼しており、令和7年3月に完成予定である。こちらも厚生労働省のホームページへの掲載を予定しており、この周知も含め、15条指定医に対する障害認定に関する必要な情報の周知について、適切な対応をお願いする。

### (2) 障害者手帳カード化について

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）については、自治体の判断により、カード形式の手帳を交付することが可能となっている。カード形式の障害者手帳は、耐久性や携帯性に優れ、障害者の利便性の向上に資すると考えられることから、障害者手帳の発行主体となる自治体においては、障害者の希望に応じたカード形式の障害者手帳の交付に向けた検討を積極的に行っていただきたい。

### (3) 心臓機能障害について

先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適當な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能であり、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとしているところである（「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の〔心臓機能障害〕の1及び11）。この取扱いが十分に周知されていないとの指摘があることから、改めて管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

### (4) マイナンバー情報連携に関する事例の障害当事者に対する情報提供について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで障害者手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、障害当事者への情報提供を進める」とこととされている。

障害者手帳は、民間事業者による割引など様々なサービスの資格確認のた

めに用いられており、障害者手帳情報のマイナンバー連携の取組みの普及は、障害者の利便性を高め、社会参加の促進等に資するものと考えており、次のようなマイナンバー情報連携を活用し、障害者手帳情報を簡便に利用できる仕組みの事例について、障害当事者への情報提供をお願いしたい。

(スマートフォンアプリの事例)

- ・ ミライロ I D (デジタル障害者手帳アプリ)

アプリに取り込んだ障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報について、マイナンバー連携により自治体の障害者手帳情報と認証を行うことができる。

使い方やミライロ I Dが使用できる事業者等などの詳細は、次のリンクを参照のこと。

[ミライロ I D - デジタル障害者手帳](#) (株式会社ミライロのミライロ I Dのページ)

(ウェブサービスの事例)

- ・ JR東日本 (東日本旅客鉄道株式会社)

[「マイナポータルと連携した「えきねっと」での障害者割引乗車券の発売](#) について (デジタル庁ホームページへのリンク)

- ・ 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

[「マイナポータルを活用した、有料道路 ETC レーン利用に係るオンライン申請時における障害者割引適用」](#) について (デジタル庁ホームページへのリンク)

- ・ NHK (日本放送協会)

[「受信料半額免除申請のWEB受付開始について」](#) (NHKホームページへのリンク)

## 9. 特別児童扶養手当等について

### (1) 手当月額について

令和7年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和6年の物価変動率(2.7%)に基づき引上げとなる。

については、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

令和7年度の手当月額(月額)について

	令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)
特別児童扶養手当1級	55,350円	56,800円
〃 2級	36,860円	37,830円
障害児福祉手当	15,690円	16,100円
特別障害者手当	28,840円	29,590円
経過的福祉手当	15,690円	16,100円

### (2) 所得基準額について

障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当(以下「障害児福祉手当等」という。)の受給者本人の所得基準額については、20歳前障害に係る障害基礎年金の所得基準額に準拠して設定されており、令和7年度の基準額(令和7年8月から適用)については追って連絡する予定である。

なお、障害児福祉手当等の扶養義務者等の所得基準額及び特別児童扶養手当の受給者本人及び扶養義務者等の所得基準額については、令和7年度においても変更ない予定である。

### (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

令和6年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和6年度の人事院勧告を踏まえ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)を本年3月中に改正し、令和6年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。(下記①)

については、令和6年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和7年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和7年度予算成立後にお示しすることとしている。

なお、現時点の案については、以下のとおりである。(下記②)

- ① 令和 6 年度分基準額
  - ・ 都道府県分 1,985 円
  - ・ 指定都市分 3,993 円
  - ・ 市町村分 2,008 円
- ② 令和 7 年度分基準額（案）
  - ・ 都道府県分 1,989 円
  - ・ 指定都市分 3,999 円
  - ・ 市町村分 2,010 円

#### （４）特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について

特別児童扶養手当の支払に当たっては、「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和 6 年 10 月 8 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。

については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いする。

また、各自治体における情報システムのセキュリティ仕様の変更などにより、当省にメールが届かない事案が生じているので、情報システムのセキュリティ仕様の変更などがある場合、事前にシステム担当に確認するなど留意願いたい。

#### （５）令和 7 年度 4 月定時払いに係る留意事項について

例年、4 月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっており、このような事態は支払いの誤りにつながる恐れがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和 7 年度 4 月定時払いについて、「令和 7 年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」（令和 7 年 1 月 22 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）においてお示ししている留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。【資料 1 参照】

#### （６）特別児童扶養手当等の広報の充実について

特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の広報については、多くの自治体において広報誌やホームページ等への掲載により実施されているところであるが、更なる広報の充実を求める意見を頂いているところであり、より一層の広報の充実を図っていただきたい。

また、障害児者やその保護者は、障害福祉だけでなく、他の制度を利用することもあることから、広報の取組として、広報誌やホームページでの周知に限らず、各自治体の組織内での連携や関係機関・団体との連携による周知も有効と考えられるものである。

例えば、

- ① 各種障害者手帳の申請時や交付時に特別児童扶養手当等が受給できる可能性があることを伝え、申請漏れによる受給資格者とのトラブルを事前に回避頂く
- ② 自治体の小児慢性特定疾病医療費等に関する窓口などで特別児童扶養手当について紹介し、説明の求めがあれば、特別児童扶養手当の担当部門に案内して頂く
- ③ 特別障害者手当については、自治体の介護保険に関する窓口などで特別障害者手当制度について紹介し、説明の求めがあれば特別障害者手当の担当部門に案内して頂く

等の取組が考えられる。

については、本制度の対象となる方に広く周知されることが重要であることから、上記について管内の各実施機関に周知いただくようお願いする。

なお、特別児童扶養手当の周知に当たっては、「小児慢性特定疾病医療費または特定医療費の支給認定の申請時における特別児童扶養手当等の各種手当の周知について」（令和4年4月8日付け厚生労働省健康局難病対策課・社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）も参考とされたい。

## （7）特別児童扶養手当等の適正な事務処理について

特別児童扶養手当等は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としており、適正な認定による手当の支給が行われない場合には、受給資格者に与える影響が大きいことから、認定事務や申請手続等に当たっては、認定要領や事務取扱準則（都道府県・指定都市・市町村）等に則った適正な事務処理の徹底をお願いしたい。

## （8）特別児童扶養手当の認定事務について

### ①精神の障害に係る認定

特別児童扶養手当の精神の障害に係る認定については、認定基準を明確にできないかなどの意見があるところである。

このため、厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」（令和4年度～令和5年度※）等を実施してきたところであり、その研究成果等を踏まえ、今年度においては、厚生労働科学特別研究事業「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の等級判定を補助す

るための情報ツール作成のための研究」を実施しているところである。

これらの調査研究の成果等を踏まえて、引き続き、適切な認定事務の確保に向け、検討を進めたいと考えている。また、各都道府県・指定都市におかれても、特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認定要領等を踏まえ、適切な認定事務に努められるようお願いする。

(※) 令和 5 年度における研究報告の内容

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169599>

## ②心疾患による障害に係る認定

心疾患による障害に係る認定については、診断書に「学校生活管理指導表の指導区分」欄を設けているところであるが、当該記載のみで判断せず、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、個々の状況に応じて総合的に認定を行うようお願いする。

## ③代謝疾患（糖尿病）による障害に係る認定

代謝疾患（糖尿病）による障害に係る認定については、インスリン療法の自己管理が出来ない場合に認定の対象としているが、この「自己管理が出来ない場合」とは、児童に対して、保護者等がインスリン注射を実施する際の介助や管理等を行う必要がある場合などを想定しており、注射の施行の可否だけではなく、血糖値の測定やインスリン量管理等の状況など、個々の状況に応じて総合的に認定を行うようお願いする。

## (9) 令和 7 年末までの行政手続のオンライン化について

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においては、政府全体で約 12,000 種類の行政手続を対象に、令和 7 年末までにオンライン化を実施することが求められている。特別児童扶養手当等については、地方公共団体における手続のオンライン化の推進を図るため、令和 3 年度において所得状況届（現況の届出）について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているところである。

所得状況届（現況の届け出）以外の手続についても、基本的に同様の方法で手続のオンライン化を進めていくこととしており、現在、これらの手続に係る標準様式・申請フォーム作り（プリセット）を進めている。各自治体におかれても、引き続き手続のオンライン化に向けて計画的に取り組んでいただきたい。

## (10) 民法等の一部を改正する法律について

令和 6 年 5 月に「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 33 号）

が成立・公布され、一部の既定を除き、公布の日から記載して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなっている。

この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものとなっており、共同親権の導入が予定されている。

特別児童扶養手当等については、民法上の親権の有無にかかわらず、障害児を監護している実態がある者を支給対象者とし、その所得で判断してきたところであり、今般の制度改正によって離婚後の両親が共同で親権を行使することとなる場合も、当該取扱いに変更はない旨、ご承知置きいただくとともに、周知をお願いする。

(参考) 改正法の内容等 (法務省ホームページ)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)

#### (11) 戸籍等への「氏名の振り仮名」の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)による戸籍法や住民基本台帳法の改正により、令和7年5月26日より、戸籍や戸籍の附票、住民票の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることとなっている。現在、市区町村は、住民事務処理の用に供するため「ふりがな情報」を保有しているが、これは法律に基づく記載事項ではなく事実上保有している情報であり、今後、改正法の施行に伴い、順次、法律上の「氏名の振り仮名」に置き換えられることとなっている。

特別児童扶養手当等については、例えば、受給者が、金融機関において、特別児童扶養手当等の振込先として使用している預貯金口座の口座名義(カナ)を新たな「氏名の振り仮名」に合わせて変更したにもかかわらず、支払金融機関変更届を市区町村に提出しない場合には、支払不能による振込の遅延等が生じることが想定される。このようなことが生じないように、口座名義(カナ)を変更した場合には必ず届出を行うよう周知するなど、必要な対応をお願いする。

#### (12) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料2参照】（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>)

なお、令和7年度の額は、令和6年の物価変動率（2.7%）に基づき、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(令和6年度)	(令和7年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	55,350円	→ 56,850円 (2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	44,280円	→ 45,480円



事務連絡  
令和 7 年 1 月 22 日

都道府県  
各 特別児童扶養手当担当係 殿  
指定都市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課手当係

令和 7 年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記につきまして、下記のとおり特別児童扶養手当支払データ（以下、「支払データ」という。）の提出期限等をお示しするとともに、別紙のとおり令和 7 年度 4 月定時払いに係る留意事項をお示しします。  
令和 7 年度においても、引き続き、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. 支払データ提出期限等

支払月	支払データ提出期限 (午前中)	支払データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2025年 <u>4</u> 月	<u>3月17日 (月)</u>	<u>3月19日 (水)</u>	<u>4月11日 (金)</u>
5	4月16日 (水)	4月18日 (金)	5月9日 (金)
6	5月15日 (木)	5月19日 (月)	6月11日 (水)
7	6月16日 (月)	6月18日 (水)	7月11日 (金)
<u>8</u>	<u>7月14日 (月)</u>	<u>7月16日 (水)</u>	<u>8月8日 (金)</u>
9	8月15日 (金)	8月19日 (火)	9月11日 (木)
10	9月16日 (火)	9月18日 (木)	10月10日 (金)
<u>11</u>	<u>10月15日 (水)</u>	<u>10月17日 (金)</u>	<u>11月11日 (火)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (金)</u>	<u>11月18日 (火)</u>	<u>12月11日 (木)</u>
2026年 1月	12月16日 (火)	12月18日 (木)	1月9日 (金)
2	1月15日 (木)	1月19日 (月)	2月10日 (火)
3	2月16日 (月)	2月18日 (水)	3月11日 (水)

注) 太字・下線箇所は定時払い月 (その他は随時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

## 2. 支払データの提出先及び提出方法

### (1) 支払データの提出先

支払データにつきましては、メールにより以下のアドレスにお送りいただくか、郵送により、以下の宛先に送付をお願いいたします。

#### 【メールでのご送付】

○ 以下のメールアドレスを宛先に入れていただくようお願いいたします。

- ・ 特別児童扶養手当支払事務専用アドレス ([tokuji@mhlw.go.jp](mailto:tokuji@mhlw.go.jp))
- ・ 野田 貴之([noda-takayuki@mhlw.go.jp](mailto:noda-takayuki@mhlw.go.jp))
- ・ 今村 彰斗([imamura-akito.8g6@mhlw.go.jp](mailto:imamura-akito.8g6@mhlw.go.jp))
- ・ 森田 健一 ([morita-kenichiaa@mhlw.go.jp](mailto:morita-kenichiaa@mhlw.go.jp))

※来年度（令和7年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡いたします。

○ 件名には、「都道府県・指定都市」、「支払月」、「訂正内容」及び「修正等依頼回数」を記載していただくようお願いいたします（過去の支払不能の修正依頼と混同する恐れがあります）。

例) 【自治体名：○月定時／随時払い修正依頼（□回目）】特別児童扶養手当

#### 【郵送の場合の宛先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

### (2) 支払データの提出方法

- ・ メール及び郵便での送付を問わず、支払データについては必ずパスワードを施してご提出ください。
- ・ 郵送で支払データの提出を行う場合、支払データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
  - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
  - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

## 【別紙】

### 特別児童扶養手当令和7年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

#### 記

#### 1. 支払に係る事務処理の注意事項

支払データについては、今年度発出している以下の事務連絡の内容をご確認の上で作成をお願いします。

- ・「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和6年10月8日付事務連絡）
- ・「令和6年11月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和6年10月8日付事務連絡）

#### 2. 振込不可能なネット銀行

以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。

##### ・大和ネクスト銀行

(R7/1/22現在)

#### 3. 宛先

支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、支払データ提出時と同様、必ず係の担当者全員にお送りください。

#### 4. 令和7年4月1日（火）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。

なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。

5. 担当者の登録について

令和7年度に担当者の異動の予定がある自治体様においては、新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3月24日（月）までに、当係担当者（以下の3名）へ連絡をお願いします。

以上

【本件6年度担当者】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係  
野田・今村・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

※来年度（令和7年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

## 特別障害給付金について

### ○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

### ○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
  - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。
- ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。  
 ※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。  
 ※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

### ○支給額

単位：円

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1級	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650	55,350	56,850
2級	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920	44,280	45,480

### ○支給件数（実績）

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
支給件数	9,290	9,213	9,159	8,982	8,894	8,607	8,465	8,332
(うち学生)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)	(5,231)	(5,150)	(5,123)	(5,094)
(うち配偶者)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)	(3,671)	(3,457)	(3,342)	(3,238)

(注) 各年度3月末現在の件数

### ○請求窓口

住所地の市区町村

### ○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

## 10. 心身障害者扶養保険事業について

### (1) 令和7年度の特別調整費について

心身障害者扶養共済制度の運営に必要な経費である特別調整費の額は、5年に1度見直しを行うこととしており、先般、令和6年度分以降の額の見直しを行ったところである。

各都道府県・指定都市に負担いただく令和7年度の特別調整費の額は、「令和6年度心身障害者扶養共済制度運営費の特別調整費について」（令和6年5月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）においてお示しした額と同額を予定している。

なお、独立行政法人福祉医療機構への特別調整費の納付については、引き続き早期に行っていただくようお願いする。

### (2) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市におかれては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方お願いします。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

### (3) 広報の取組の推進について

心身障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進や障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであるため、本制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう広報の取組の推進に努められたい。特に、本制度は加入時の保護者の年齢が低い段階で加入した方が掛金額が安くなるため、加入希望者等への早期周知に努めるとともに、制度の仕組みについても丁寧に説明するようご配慮願いたい。

また、令和5年3月の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」では、従来の広報の取組に加えて、「①制度を認知していない方への広報の推進、②制度を認知しているが加入を迷っている方への広報の推進、③健康状態に不安がある方への丁寧な説明等の推進に向けた取組を行うことを期待する」と提言されている。

これらを踏まえ、「令和6年度障害者扶養共済制度の広報の推進について（依頼）」（令和6年10月11日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、今後の広報の推進に当たっての留意事項等について改めてご連絡したところである。

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構においても、当該報告書を踏

まえ、今後更なる広報の充実に取り組むこととしているが、各都道府県・指定都市におかれても、本制度の周知等について引き続きご協力いただくようお願いする。

(参考：制度概要等について)

- ・厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

- ・独立行政法人福祉医療機構 HP

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/sinsinsyogaihoken/>

## 11. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払い事務について

### (1) 障害者総合支援法等審査事務研究会について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）が平成 30 年 4 月から本格施行となり、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に給付費の審査事務を委託できることになったが、より効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、段階的に対応を進めている。

検討については、改正法成立後に国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、議論を行っているが、令和 4 年度から 5 年度までの 2 年間の障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書が令和 6 年 3 月に取りまとめられた。

また、同研究会では令和 6 年度から 7 年度までの 2 年間に於いて、これまでの検討課題である市町村や国保連の「審査内容の充実・強化」に加え、「今後の審査事務の在り方等に関すること」として、都道府県・事業者の支援、デジタル化への対応等といった新たな検討課題に取り組むこととなり、本年 3 月には中間報告が取りまとめられる予定である。本中間報告は下記の URL に掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

### (2) 国保連における一次審査の拡充・強化

国保連の一次審査において「警告」とされていた項目について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を平成 30 年度から令和 6 年度まで段階的に実施してきた。今後も移行が可能な項目は周知期間を設けながら、適宜移行を実施する予定である。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

### (3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、



市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要があります。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いします。市町村等支援システムでは、国保連に登録されている台帳情報が参照できるので、利活用いただきたい。

また、令和7年5月より複数児童用上限額管理結果票が電子化され、請求明細書等と併せて国保連合会へ電子請求が可能となるので市町村等におかれましては、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

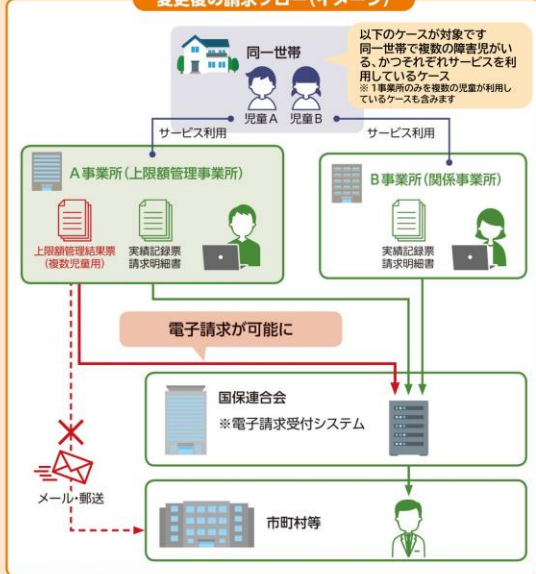
なお、周知にあたっては、令和6年11月13日付こども家庭庁障害児支援課事務連絡「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化に係る事務手続等について」にてリーフレットを提供しているため、活用をお願いします。

## 複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、令和7年5月請求からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

### 変更後の請求フロー(イメージ)



<裏面に続きます>

### 請求に際して

- 令和7年5月請求時(令和7年4月サービス提供分)から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにてお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

### 上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面(利用者負担に関する事項)をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	〇〇〇事業所
特記事項欄	上限額管理対象者(複数障害児)

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関する  
お問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

### 簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク  
TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433  
MAIL: mail@support-e-seikyuu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

### 上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

〇〇〇市障害者総合支援課  
TEL: 00-0000-0000  
MAIL: 〇〇.〇〇.jp

## 12. 障害福祉サービスデータベースについて

### (1) 令和7年度の機能改修について

令和4年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の改正により第89条の2の2第2項が新設され、令和5年4月から、障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB）の本格運用が開始されたところ。

障害福祉DBは、個人情報情報を匿名化した上で、障害福祉サービス等給付費明細書データと障害支援区分認定データを登録しており、現在は障害福祉DB Webサイトにおいて障害者自立支援等実績データを定型帳票として提供している。

令和7年度については、自治体ヒアリングでの要望等を踏まえた定型帳票の追加や、障害福祉DB Webサイトに、自治体から提出される計画実施状況調査報告の収集・管理機能を構築する予定としている。各自治体におかれては、毎月更新される定型帳票を地域分析等へご活用いただき、計画実施状況調査報告の収拾・管理機能についても積極的にご活用いただきたい。

### (2) 匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の第三者提供について

法律に基づき、令和7年12月から相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して、DBの情報を第三者提供できるようにするとともに、医療分野・介護分野のデータ等の連結解析ができるようにすることとしており、令和6年度には社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会の下に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を設置し、第三者提供に係る審査基準や事務処理基準を定めたガイドラインの策定等について検討を行っている。令和7年度については、専門委員会において、ガイドライン等の内容について、更に検討した上で、障害者部会及び障害児支援部会で議論し、ガイドラインを策定する予定としている。

各自治体においては、第三者提供や連結解析に向けて、過去の障害支援区分認定情報を含む障害福祉等関連情報の提出や受給者台帳にカナ氏名・生年月日・性別設定項目を入力した上での報告をお願いしているが、一部自治体では、過去の障害支援区分認定情報が未提出又はカナ氏名・生年月日・性別設定項目が未報告となっている。未提出・未報告の自治体におかれては、「障害福祉サービスデータベース運用に当たってのデータ提供等について（依頼）」（令和6年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係、障害支援区分係事務連絡）に従って対応いただくようお願いする。

## 障害福祉 DBにおける第三者提供・連結解析のスケジュール（案）について

- 今後の専門委員会において、ガイドライン等の内容を更に検討いただき、提供申出に関する模擬審査等を経て、ガイドライン（案）を取りまとめ。  
 その上で、障害者部会及び障害児支援部会で議論していただき、ガイドラインを策定する予定。

（参考）第三者提供・連結解析に関するスケジュール（案）



0

### （3）医療等情報の二次利用の推進（仮名化情報の提供）について

（2）については、障害福祉DBに格納された情報を匿名化されたものを第三者に提供することに関する内容であったが、令和6年6月に閣議決定された「骨太方針2024」では、「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境整備及び医療介護の公的DBのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築することとされている。

また、令和6年8月に厚生労働省より公表した「近未来健康活躍社会戦略」では、医療等情報の二次利用の推進の一環として、障害福祉DBを含む医療・介護等の公的DBの利用を促進させ、匿名化された情報とは別に仮名化情報と呼ばれるものの利用・提供の環境整備を進めることとされている。

これらを受け、現在、障害福祉DBを含む、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のDB等について、仮名化情報の提供を可能とするとともに、各公的DBの利用申請を一元的に受付できるようにし、二次利用可能な各種DBを可視化した上で、研究者や企業等がリモートアクセスして、各種DBのデータを安全かつ効率的に利用・解析できるクラウドの情報連携基盤を整備する方向で検討している。

仮名化情報では、匿名化された情報と同様に、氏名など単体で特定の個人

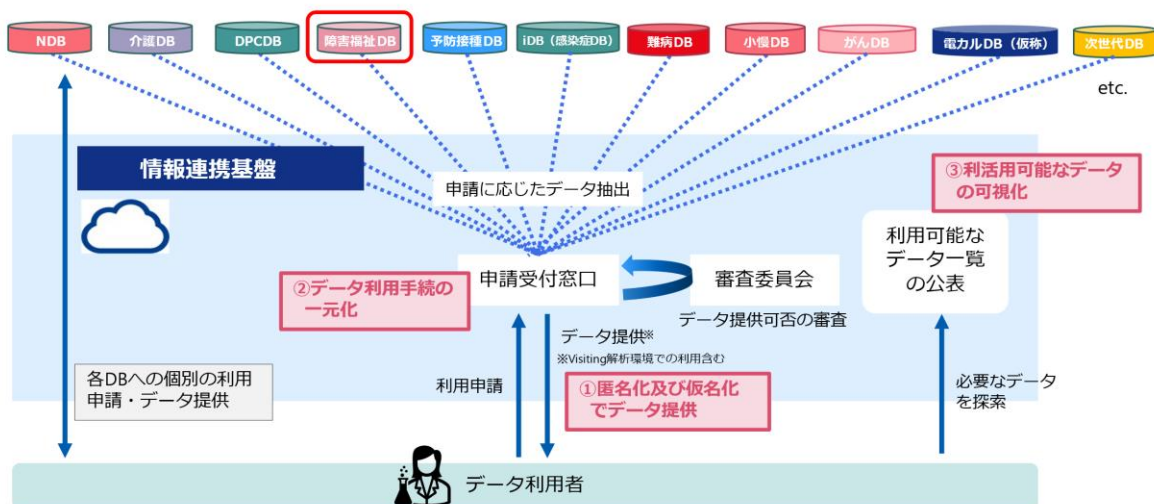
を識別できる情報の削除は必要ではあるが、匿名化情報とは異なり、特異な値や記述の削除及び改変が基本的に不要となる。なお、具体的な各データ項目の加工については、今後検討していくこととしている。

また、仮名化情報は、匿名化情報と異なり、同一対象群に関する追加データの利用・分析が可能となる。加えて、内閣府所管の次世代医療基盤法の改正により、仮名加工医療情報の第三者提供の枠組みが創設されたところであり、公的DBも次々と整備が進んでいることから、例えば次世代医療基盤法の仮名加工医療情報と臨床情報等を含む仮名化情報を連結して利用することが可能となり、医療分野における研究利用の有用性が高まることが期待される。

各自治体の皆様におかれては、引き続き、障害福祉DBの第三者提供のため、障害福祉分野のデータのご提供に、ご理解ご協力いただくよう、願います。

## 医療・介護関係の DB 等の利活用促進の方向性(イメージ)

厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベース等について、仮名化情報の提供を可能とするとともに、利用申請の一元的な受付、二次利用可能な各種DBを可視化した上で研究者や企業等がリモートアクセスして、各種DBのデータを安全かつ効率的に利用・解析できるクラウドの情報連携基盤を整備する方向で検討中。



## 障害福祉等関連情報の仮名化情報に関する考え方(イメージ)

仮名化情報では、匿名化情報と同様に、氏名など単体で特定の個人を識別できる情報の削除は必要であるが、匿名化情報とは異なり、**特異な値や記述の削除及び改変が基本的に不要となる**



- 各データ項目の**加工基準等**については、**今後の検討を踏まえて具体的な方針を決定**する。
- 各利用者の申請に応じて提供するデータの内容については、個別審査により、**障害者・児の差別や偏見を回避する等の観点から**判断を行う。

### 13. 障害福祉分野における地方公共団体システムに関する標準化について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各地方公共団体が利用する障害者福祉システムについても、標準化基準に適合するものでなければならないとされている。

また、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとし、現在、各地方公共団体の事務システムの標準化が強力で推し進められている。

障害者福祉システムの標準化については、令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応や、PMHとの連携に関する対応、令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応等について、全国意見照会及びデジタル庁から示された方針等を踏まえ、本年1月末に標準仕様書第4.1版として改定したところである。

標準準拠システムへの移行は、令和7年度末までを目指すとしているため、各自治体におかれては、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行について、引き続き御協力をお願いする。

#### 障害者福祉システムの標準化に向けた標準仕様書改訂事業

令和6年度補正予算額 88,875千円

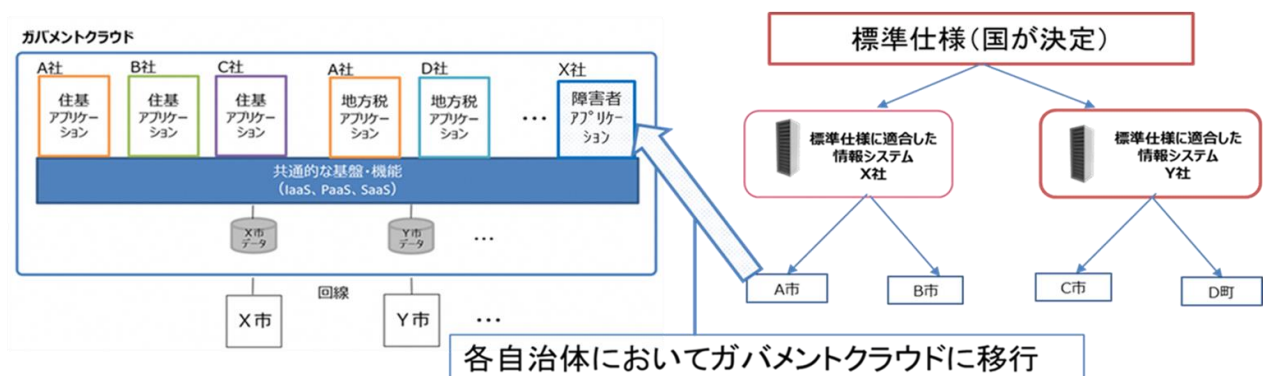
##### ① 施策の目的

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとしている。

##### ② 施策の概要

各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

##### ③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## 14. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について

自治体システムの共通化に関する議論を行う「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」において、昨年10月、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が共通化の対象候補に決定された。障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムに加え、当初、令和7年度に構築を予定していた電子申請・届出システム、更には、業務管理体制データ管理システムも含め、共通化を検討することとなっており、本年3月末までに推進方針案を策定することが求められている。

これを踏まえ、令和6年度補正予算において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化に向けた要件定義等委託事業」を計上しており、本年2月から本事業において、自治体、ベンダ等へのヒアリングを行い、3月末までに推進方針案を策定する予定である。

また、令和7年度には、システムの要件定義や調達仕様書の作成を行う予定であり、各自治体におかれてはシステム構築に向けて本事業で実施する予定のヒアリング等への御協力をお願いする。

施策名:事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化に向けた要件定義等委託事業

令和6年度補正予算案 88百万円

障害保健福祉部  
企画課  
(内線3009)

### ① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

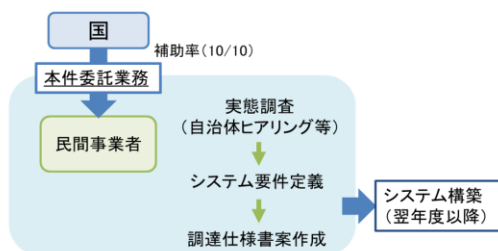
### ② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

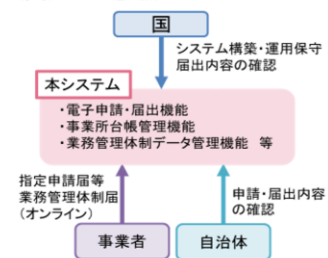
### ③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



(参考)システム共通化構築イメージ



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

## 15. 障害支援区分の認定について

### (1) 障害支援区分の適切な認定の推進について

障害支援区分の認定事務については、平成27年度の社会保障審議会障害者部会等において、審査判定実績の地域差の要因を分析し、必要な改善策を検討すべき等の指摘があったことを受け、実態・課題を把握するための調査研究を数年にわたり実施してきた結果、認定調査や市町村審査会の運営等における判断基準・マニュアルの理解不足などの課題が把握された。

認定事務のさらなる適正化に向けて、国においては、標準的な研修資料の作成やフォローアップ研修の実施等を通じて、自治体の事務の支援に取り組んでいるところである。

制度の理解が進む中、二次判定における上位区分への変更割合は全国的に低下傾向にあり改善がうかがえるが、一部の自治体では全国平均と大きく乖離した状況がなお見られる。

改めて、管内市区町村に対し、あらためて制度の趣旨等を周知いただくとともに、「認定調査員マニュアル」に沿った適切な調査、都道府県主催の研修会への積極的な参加を呼びかけ、市区町村担当者、認定調査員及び市町村審査会委員の理解促進に努めるようお願いしたい。

国においては、研修の充実を図るため、令和7年度も引き続き研修資料の改訂及びフォローアップ研修の実施に取り組む予定である。

### (2) 障害福祉サービスデータベースの運用について

令和5年4月に障害福祉サービスデータベースの本格運用が開始され、市区町村からの障害支援区分認定データの送付や、障害支援区分判定ソフトの運用に関する問い合わせの受付窓口を同データベースに一元化している。

認定データの送付等については、「障害福祉サービスデータベース運用に当たってのデータ提供等について（依頼）」（令和6年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係、障害支援区分係事務連絡）に従って引き続き適切に対応いただきたい。

### (3) 進行性の障害の状態等を勘案した適切な障害支援区分の認定及び支給決定の推進について

令和4年12月16日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進すること」とされた。

各自治体においては、これまでも障害の多様な特性や心身の状態等を勘案し、必要に応じて障害支援区分や支給決定を見直す等、本人のニーズにあっ



た支援の提供に努めていただいているところ。

上記附帯決議を踏まえ、進行性の障害の状態も含め、本人の心身の状況の変化等を踏まえて、適切な障害支援区分の認定及び支給決定がなされるよう、改めてお願いする。

## 1 統計で見る障害支援区分の認定状況

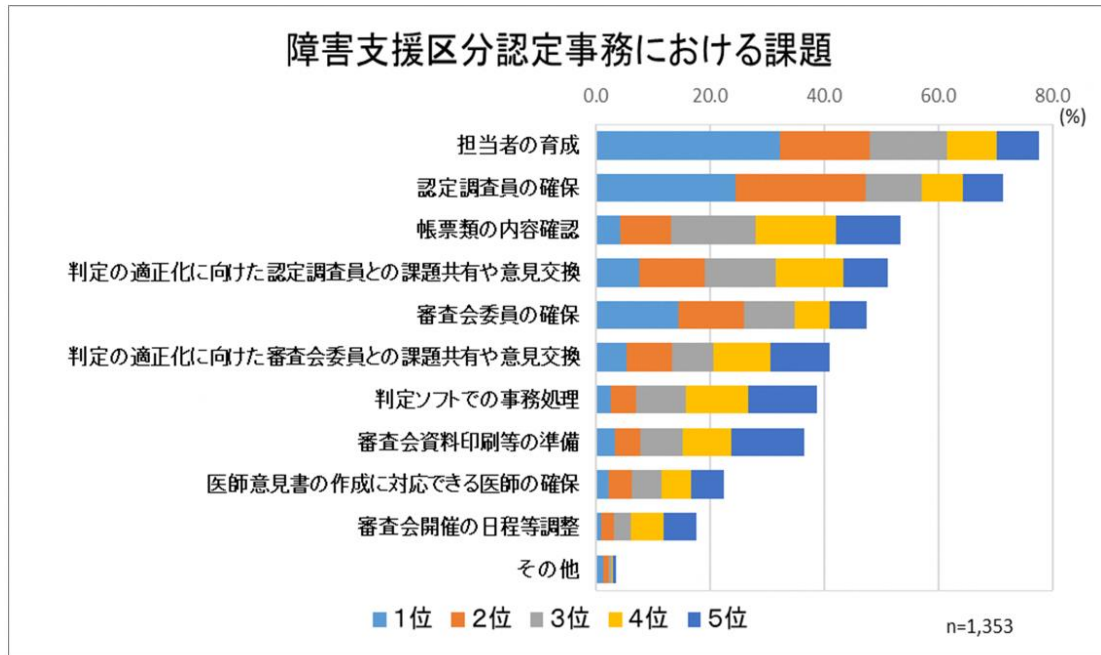
### 二次判定における上位区分への変更の割合【全国】

	対象期間	全体	身体障害	知的障害	精神障害	難病
障害程度 区分	H23.10～H24.9	34.0%	17.9%	40.7%	44.5%	-
	H24.10～H25.9	34.9%	18.8%	42.0%	43.7%	24.9%
	H25.10～H26.6	34.5%	18.5%	41.4%	41.0%	19.9%
障害支援 区分	H26.4～H26.9	10.5%	6.3%	11.1%	14.7%	7.9%
	H26.10～H27.9	9.4%	5.7%	9.7%	13.4%	8.3%
	H27.10～H28.9	8.6%	5.4%	9.0%	11.7%	7.3%
	H28.10～H29.9	7.9%	4.9%	8.7%	9.8%	6.4%
	H29.10～H30.9	6.8%	3.9%	7.4%	8.6%	5.7%
	H30.10～R1.9	6.4%	3.8%	7.0%	7.7%	5.2%
	R1.10～R2.9	5.8%	3.5%	6.5%	6.5%	4.4%
	R2.10～R3.9	5.2%	3.0%	5.9%	6.0%	3.5%
	R3.10～R4.9	4.8%	2.8%	5.4%	5.4%	3.9%
	R4.10～R5.9	4.7%	2.8%	5.4%	5.1%	3.3%

- 二次判定における区分の上位変更割合は、障害支援区分の施行後、全国的に低下傾向。
- 障害種別の差についても障害程度区分と比べ大きく改善しているが、依然として身体障害と知的障害・精神障害を比較すると差が見られる。

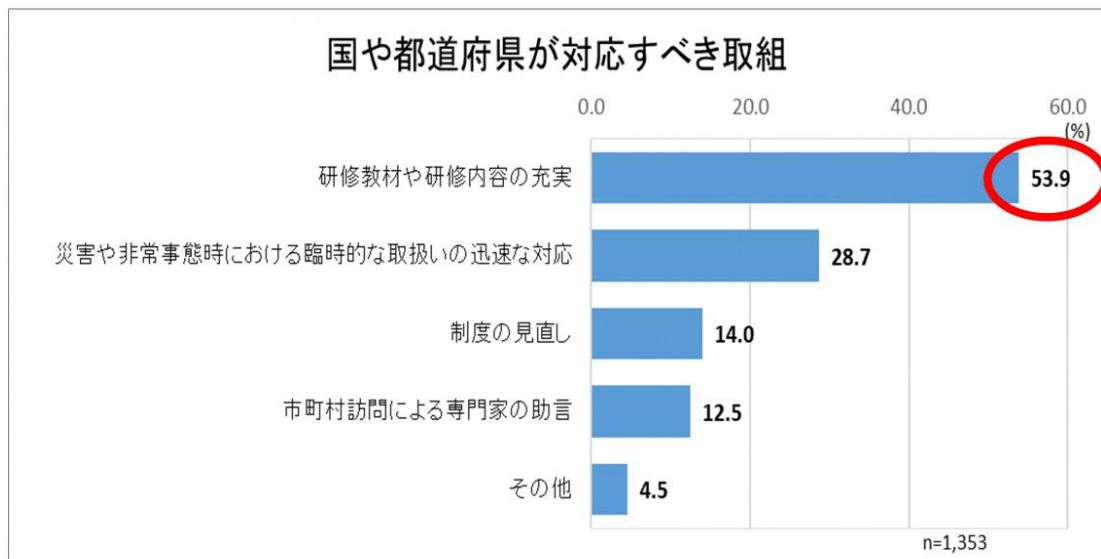
## 2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の課題）】



## 2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の回答）】



### 3. 障害支援区分認定の現状と課題（まとめ）

#### 認定調査

- 調査項目の判断に迷う
- 特記事項の記載にバラつきがある(不足している)

#### 認定調査員研修の改善

- 研修機会の充実(回数、定員、現任者向け等)
- 研修内容の工夫(事例を挙げて判断基準を確認する、特記事項の役割や書き方を理解する、障害種別ごとの理解を深める等)

#### 医師意見書の作成

- 多忙で研修が受講できない
- 類似の書類作成が多い
- 記載内容が読みにくい

#### 医師意見書作成の研修の改善

- 研修機会の確保(医師が参加しやすい設定)
- 医師意見書の役割や書き方のポイントを伝える

#### 市町村審査会の運営

- 法令や判断基準に基づかない審査判定の可能性
- 合議体によるバラつき

#### 市町村審査会委員研修の改善

- 研修機会の確保(参加しやすい設定)
- 審査の手順や判断基準(マニュアル)の確認

#### 市町村事務局の役割

- 担当者の育成が課題
- 認定調査員・審査会委員の確保が困難
- 審査会、調査員の連携の要

#### 市町村担当者に向けた取組

- 関係法令、審査会運営要領の理解と徹底
- 事務局による審査会(議事)への適切な介入や認定調査員へのフォロー(フィードバック)の実施を促す

### 4. 今後の国の取組

#### ① 研修資料の改訂及びフォローアップ研修の実施

- ・ 都道府県主催研修資料の改訂（9月以降）
- ・ フォローアップ研修の実施（9月～12月）

#### ② 認定データ及び判定ソフト

- ・ 難病の追加に伴う判定ソフトの改修と市区町村への提供（予定）
- ・ 判定ソフト関係のヘルプデスクの設置
- ・ 認定データの集計及び分析

#### ③ その他

- ・ 障害福祉サービスデータベースの運用  
⇒判定ソフト関係のヘルプデスク及び認定データの収集の受付窓口は、同データベースに一本化（継続）